

菊陽町業務継続計画



令和8年4月

菊 陽 町

目次

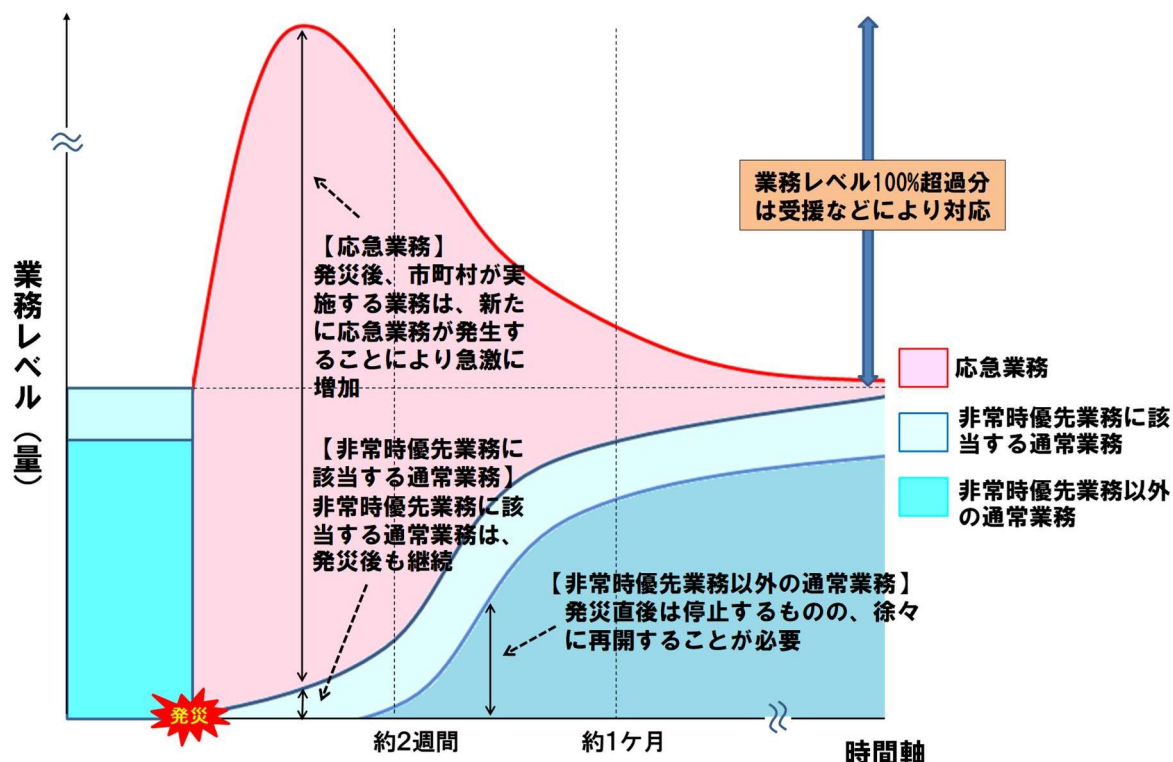
第1章 総論.....	1
第1節 目的.....	1
第2節 他の計画等との関係	2
第3節 基本方針	3
第4節 本計画の発動及び解除.....	4
第5節 本計画の前提条件	5
第2章 BCPの特に重要な6要素.....	5
第1節 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	5
第2節 庁舎が使用できない場合の代替庁舎	6
第3節 電気、水、食料等の確保.....	8
第4節 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	10
第5節 重要な行政データのバックアップ.....	11
第6節 非常時優先業務の整理.....	12
第3章 業務継続体制の向上.....	13
第1節 BCM推進体制	13
第2節 計画の策定	14
第3節 訓練等の実施.....	14
第4節 点検・検証	16
第5節 計画の改善	16
資料編.....	17
非常時優先業務一覧	
災害応急対策業務	
優先すべき通常業務	

第1章 総論

第1節 目的

「菊陽町業務継続計画」（以下「**本計画**」という。）は、災害発生時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とする。

図 1 発災後に市町村が実施する業務の推移

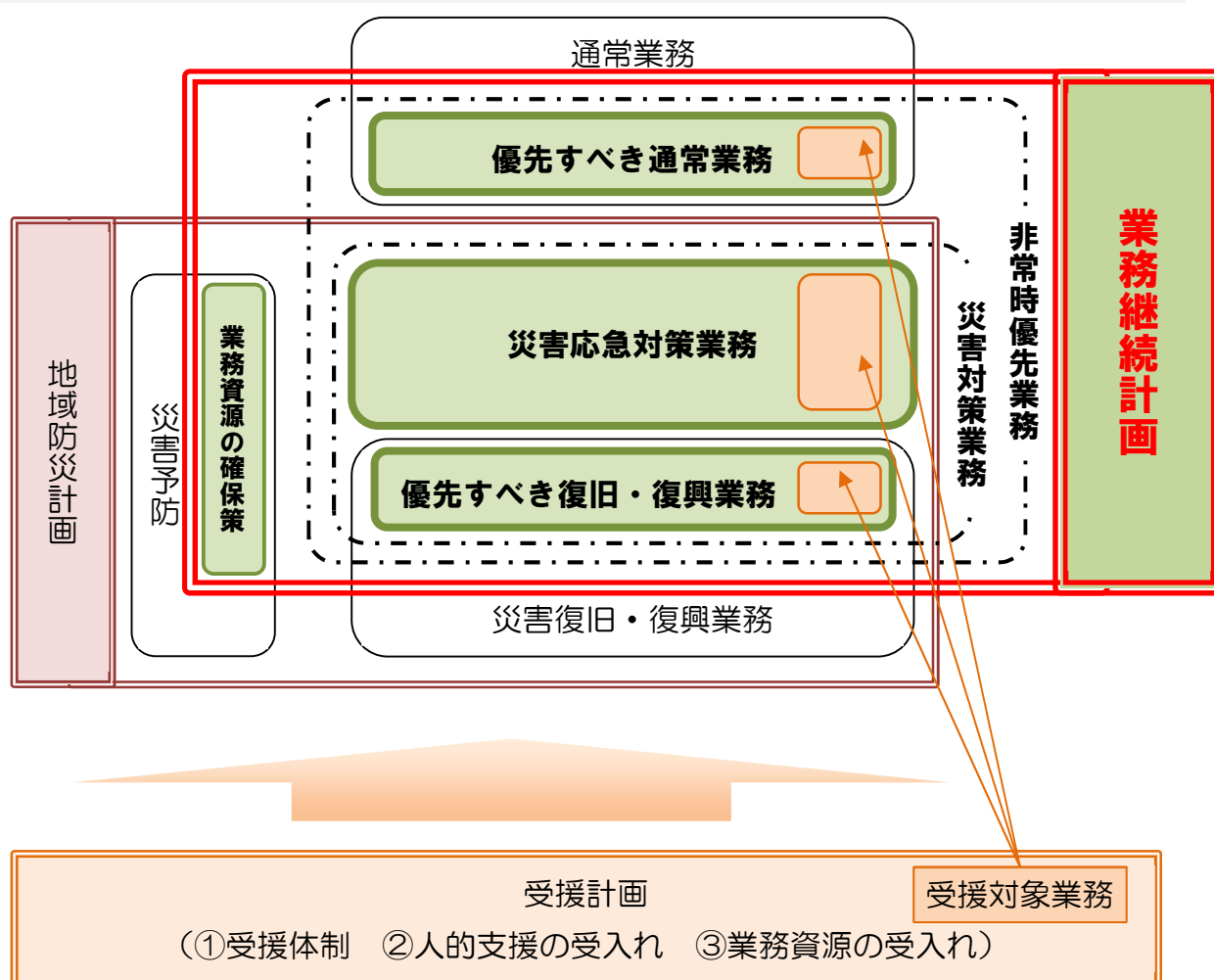


※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、上図に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

第2節 他の計画等との関係

業務継続計画（以下「**BCP**」という。）は、受援マニュアルと相まって地域防災計画を補完し、防災対策（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）の実効性を確保するものである（図 2）。

図 2 地域防災計画・受援マニュアルとBCPの関係



1. 地域防災計画は、①災害予防、②災害応急対策、③災害復旧・復興を定める。
2. BCPは、非常時優先業務を定める（＝災害応急対策業務＋優先すべき通常業務）。
3. 受援計画は、①受援体制を定めるとともに、受援対象業務を選定したうえで（非常時優先業務の中から）、②人的支援の受入れ、③業務資源の受入れについて定める。

第3節 基本方針

1 計画策定の基本方針

業務継続計画は、「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月内閣府）」等に基づき策定し、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定める。

基本方針1 町民の生命・身体・財産及び経済活動を守るための業務を最優先

大規模災害が発生した場合は、通常の業務を一時的に中断し、情報収集、救助、医療救護、避難者の保護など、人命に関わる災害応急対策業務を最優先に行う。また、優先的に継続しなければならない業務以外の通常業務については、**積極的に休止**する。

基本方針2 業務継続に必要な資源を確保及び職員の災害対応能力を向上

非常時優先業務の継続を図るため、職員や庁舎・電力・情報通信設備等の業務資源の現状把握や対策目標設定を行い、全庁横断的に資源確保に努め、職員が被災後も業務に従事できるための体制を整える。また、各職員においては、たとえ通信手段が途絶し、具体的な指示・命令を受けられない状況となっても、各自「**今、自分は何をすべきか**」を考え、適時・的確に本町の職員として求められる行動をとることができるようにする。

基本方針3 計画の点検・見直しの継続

業務継続計画の実効力を高めるため、災害対応訓練等による課題の抽出や、防災対策の進捗状況等を随時検証し、不断の見直しを行う。なお、計画見直し作業は、職員の防災意識の高揚を図るため、全庁横断的な取組体制を構築し、継続的に行う。

2 計画の範囲

- (1) 本計画の適用範囲は、本町職員が実施している業務とする。
- (2) 指定管理者や委託事業者については、本計画の適用範囲外とするが、これらの事業者等の業務に関するBCPの策定のほか、災害時における本町との連携体制の構築等を推進する。

第4節 本計画の発動及び解除

1 発動

次の場合、本計画を発動する。

第3次配置体制が発令された場合（対象：全職員）において、「町の行政機能に支障が生じる事態」と町長が判断し、必要と認めたとき。ただし、町長の判断を仰ぐことができない場合は、災害対策本部長の代行者が決定する。

◆参考 ～第3次配置体制の発令基準～

菊陽町地域防災計画にて、次のとおり定めている。

- ア 広域にわたる災害が発生し、特に被害が甚大な場合で全職員をもって災害対策に対処する必要がある場合
- イ 本部長が第3次配置体制を指示したとき
- ウ 震度6弱（菊陽町）以上又は長周期振動階級4が発表された場合

◆参考 ～第2次配置体制の発令基準～

菊陽町地域防災計画にて、次のとおり定めている。

- ア 特別警報（ただし、地震動に関する特別警報を除く。）が発表された場合
- イ 災害が既に発生している又は、発生が予想され、本部を設置し、応急対策を行う必要がある場合
- ウ 局地的な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがある場合
- エ 震度5強（菊陽町）、又は長周期振動階級3が発表された場合
- オ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

◆参考 ～第1次配置体制（警戒本部）の設置基準～

菊陽町地域防災計画にて、次のとおり定めている。

- ア 震度5弱（菊陽町）
- イ 各種レベル3警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪）
- ウ 阿蘇山の噴火警戒レベル4が発表された場合
- エ 災害発生が危惧される異常気象
- オ その他、町長が必要と認め指示した場合

2 解除

災害対策本部長（町長）は、本計画の発動の必要がなくなったと判断したときは、本計画の発動を解除する。

ただし、災害対策本部員（各災害対策部の長等）は、解除前であっても、災害対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を適宜再開させるものとする。

第5節 本計画の前提条件

菊陽町地域防災計画で想定する災害が発生し、本町の行政機能に支障が生じる事態を本計画の前提とする。

第2章 BCPの特に重要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素がある。町はこれらの6要素（以下「重要6要素」という。）についてあらかじめ定めておくものとする。

第1節 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

町長が不在の場合の職務の代行順位及び、災害時の職員の参集体制を定める。

- ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠
- ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要

1 町長の職務代行の順位

第1順位	第2順位
副町長	総務部長

2 参集体制

体制		参集基準	配備対応
情報収集体制 （必要により 災害警戒本部）		緊急地震速報 町内震度4以下かつ九州管内で震度 5（離島除く）以上 雨季におけるレベル2注意報	長：危機管理防災課長 危機管理防災課2名
第1次 配置 体制	災害警戒 本部	震度5弱（町内） 各種レベル3警報 （暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪） 噴火警戒レベル4 災害発生が危惧される異常気象 その他、町長が必要と認めたとき	長：総務部長 危機管理防災課4名 総務部2名 本部機動隊2名 事業課班5名

体制		参集基準	配備対応
第2次配置制	災害対策本部 (自動設置)	震度5強（町内） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 長周期振動階級3が発表された場合 特別警報（地震に関する警報除く） 災害が既に発生している又は、発生が予想され、本部を設置して応急対策を行う必要がある場合 局地的な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがある場合	長：町長 副町長、各対策部長、各課長、その他各対策部長の指名する職員 統括調整部の職員
第3次配置体制		震度6弱以上 長周期振動階級4が発表された場合 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合	全職員

第2節 庁舎が使用できない場合の代替庁舎

震度6強以上の地震発生時は、庁舎自体の壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなり、場合によっては使用ができなくなるおそれがある。

また、庁舎内も固定していない 書架、物品棚等のオフィス家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなることに加え、停電、通信障害等が発生し、すぐには業務を開始できない状況となることが想定される。

1 現時点の状況

災害対策本部は、防災センター2階に設置する。防災センターは、新耐震基準を満たしており震度6強でも倒壊しない可能性が高い。しかしながら、余震等による火災、天井の落下、設備の甚大な被害等により、庁舎内での業務が遂行できなくなる可能性もあるため、発災後の使用にあたっては最優先で使用の可否を確認する。防災センターが何らかの事象により使用できなくなった場合は、図書館、総合体育館等公共施設のうち本部機能を確保できる施設について調査のうえ、速やかに協議を行い災害対策本部を設置する。

代替庁舎検討用リスト

施設名	建築年	災害危険度				インフラ設備等				代替庁舎候補
		液状化	洪水	土砂	火災	非常用電源等	情報通信システム	水・食糧・トイレ	事務機器・備品	
図書館	2003	○	○	○	○	○	○	△	△	△
総合体育館	2024	○	○	○	○	○	○	○	△	○

凡例：○（対応可）、△（ある程度対応可）

非常用電源：図書館（軽油60㍓稼働時間2.6h）、
総合体育館（軽油4,950㍓稼働時間85h）

2 今後の課題及び対応目標

① 今後の課題

本庁舎等については、耐震補強を行っているものの経年劣化も顕著であり、震度6強以上の地震発生当初の段階においては、内部の点検、片付け等により執務は困難となる可能性が高い。

② 対応目標

当面、本庁舎建て替えまでの間、防災センター研修室等又は、リストに挙げた代替庁舎等を対策部毎使用する場合も考慮する必要がある。

第3節 電気、水、食料等の確保

大規模地震災害の際は、送電設備、変電設備、配電設備等が被害を受け、広範囲で停電が発生する。過去の大規模地震では、大量の停電戸数が確認されており、庁舎も停電する。停電が発生した場合、非常用発電設備の稼働により必要最小限の電力供給を行う事となる。

また、地震の程度によっては、町全域で断水すること考えられ、飲料水の確保が困難になることに加え、交通・流通機能の障害により、食料の調達も困難になることが想定される。

このため、発災直後から職員用の食料・飲料水等の確保が必要となり、職員用の水、食料についても3日程度の備蓄が必要となる。

1 現時点の状況

① 非常用発電機と燃料の確保等

防災センター	非常用発電機 横軸回転界磁形同期発電機（A重油） 150KVA 約 32L/h 油庫 950L 連続運転時間 72時間以上（地下タンク 1900L 含む）
本庁舎	非常用発電機 1台 連続運転時間 12時間 軽油 390L
イデックスリテール熊本 大津町大字杉水 3373 番地 1 号 TEL：096-293-8881/FAX：096-293-8586	

電力供給先		
本庁舎・別館	庁舎内赤色コンセント	防災センター
		
カバー状態	カバー開状態	発電機回路

② 水、食料等の備蓄必要量（職員定数300名、基準3日分）

水	2700ℓ（3ℓ×3日×300名）
食料	1800食（2食／日×3日×300名）
仮設トイレ等	マンホールトイレ×10、携帯トイレ
トイレトーパー	30袋（12個／袋）

災害時に想定される避難所避難者及びそれ以外の非常用物資を防災センターに備蓄しているが、特に職員用（災害対応活動用）の区分はされておらず、確保していない。

□ 食料、飲料水等は、災害時に不足する場合に備え、物資の供給を円滑に行うことを目的に、協力団体と相互応援や協力に関する協定を締結している。

（流通備蓄）

協 定 先	物 資 等
イオン九州株式会社	食料品、飲料水、日用品等
株式会社イズミ	食料品、飲料水、日用品等
サントリービバレッジソリューション株式会社	飲料水
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	飲料水

2 今後の課題及び対応目標

① 今後の課題

非常時優先業務を円滑に遂行するためには、被災者用の食料・飲料水の備蓄とは別に、災害対策業務にあたる職員用の食料・飲料水について、あらかじめ確保する。

② 対応目標

今後職員用の災害対応活動用物資の確保を行う必要がある。

第4節 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

1 現時点の状況

災害等に備え、以下の各種通信手段を確保している。

防災行政無線（固定系）

親局 1局（防災センター2階 防災無線室）

屋外拡声子局 57局

防災行政無線（移動系）

消防団 42回線

災害時優先電話 2回線

町長室及び教育長室に各1回線（番号は非公開）

衛星携帯電話 0台

特設公衆電話

指定避難所 4か所

（光の森町民センター、東部町民センター、南部町民センター、総合体育館）

住民向け情報提供手段（インターネット経由）

町ホームページ

Yahoo!防災速報（スマートフォンアプリ）

きくよう安心メール

その他

Logoチャット

2 今後の課題及び対応目標

① 今後の課題

本町で使用しているMCA無線機は、MCAアドバンスが2029年5月に、サービス終了予定のため、代替手段の計画的な整備が必要となる。

また、住民に対するインターネット経由の情報提供手段としての町ホームページはアクセス負荷の問題があり、Yahoo!防災速報、防災行政無線は操作可能な職員に限られ、アプリの導入等DX化、冗長化について今後検討していく必要がある。

災害時優先電話1回線については、教育長室から災害対策本部室（危機管理防災課）への移設を検討する。

② 対応目標

非常時を考慮した通信機器の確保について今後検討

第5節 重要な行政データのバックアップ

1 現時点の状況

本庁で扱っているデータは、クラウド上に保管しているものと、ファイルサーバーに保管しているものとがある。いずれも毎日バックアップを行っているが、クラウド上のものはクラウドの管理業者が、ファイルサーバーのものは総務課行革・デジタル推進室によりテープメディアで行っている。

クラウド上のデータ	・ 収納状況（税、保険料、使用料など） ・ 住民基本台帳 ・ 被保険者情報 ・ 財務会計
G I Sデータ	・ 各種台帳
ファイルサーバー	・ 執務上の書類

2 今後の課題及び対応目標

① 今後の課題

I C T部門のBCP未作成となっており、早急に作成する必要がある。紙媒体の書類（全庁）の電子化について移行中である。

また、バックアップからデータを復元する場合のサーバーの構築手順や復元時間、費用等についても確認が必要。

② 対応目標

I C T－BCPの作成、大規模災害時にシステム及びデータを保全する環境等の継続的維持・強化を推進していく必要がある。また、災害時において必要となる業務システムについても今後整備していく必要がある。

□

第6節 非常時優先業務の整理

1 応急業務の選定

発災時にどの業務をいつから開始・再開すればよいかを明らかにするため、非常時優先業務の候補となる応急業務を、菊陽町地域防災計画における災害対策本部体制時の事務分掌等をもとに、業務開始目標時間及び必要人員数を業務毎に設定した。

2 優先度の高い通常業務の選定

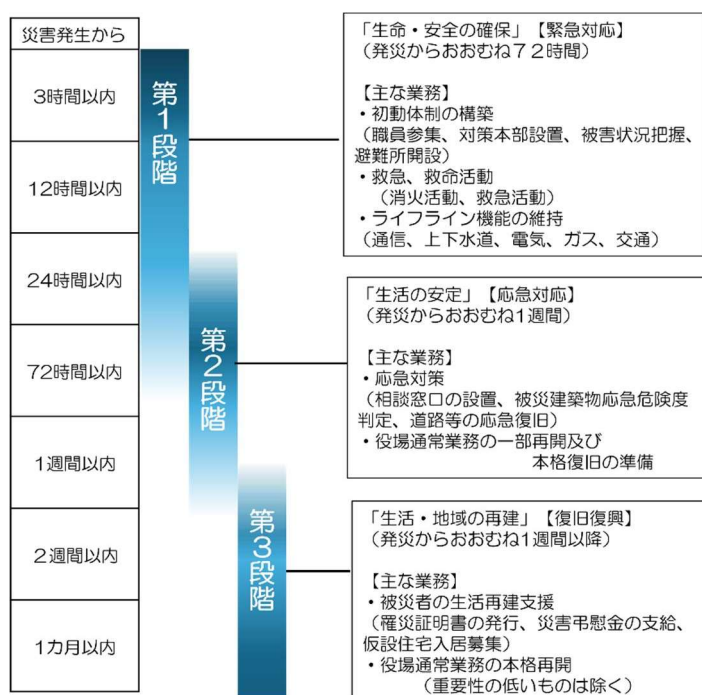
非常時優先業務の候補となる優先度の高い通常業務は、菊陽町部設置条例をはじめとする組織に関する規則や処務規程等の参考文書をもとに、各所属において、おおむね1か月以内に再開が必要な業務と1か月以上の中断が可能な業務とに分類した。

なお、1か月以内に再開が必要な通常業務については、各所属において、分かる範囲で、内容に応ずる必要人員数及びおおむねの目標開始時間を設定した。

3 業務開始目標時間の設定

本計画において、非常時優先業務の選定対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足して混乱する期間から、町民生活が一定の落ち着きを取り戻すと考えられるまでの期間と捉え、地震発災から1か月以内を選定対象期間として設定した。

また、業務開始目標時間の設定は、3時間以内、12時間以内、24時間以内、72時間以内、1週間以内、2週間以内、1カ月以内に区分して検討を行った。



第3章

業務継続体制の向上

第3章 業務継続体制の向上

災害発生時に非常時優先業務を円滑に遂行できるよう、業務継続マネジメント（Business Continuity Management：以下「**BCM**」という。）を推進し、業務継続体制を向上していく必要がある。

本章では、BCMの推進体制を定めるとともに、平常時の点検、訓練及び災害対応後の検証を通じてPDCAサイクル（図4）を回し、必要な見直しを行うことで、業務継続計画の不断の改善を行うことの重要性を記載する。

図4 PDCAサイクルによる継続的改善



【出典】大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月、内閣府（防災担当））

第1節 BCM推進体制

本計画策定後の運用については、地域防災計画等の既存計画等に基づくこれまでの活動を継続するとともに、各部課等において改善活動を行う。

第2節 計画の策定

1 非常時優先業務の選定（更新管理）

各部課等は、毎年度の初めに、事務分掌等の更新とあわせて各部課等の非常時優先業務を選定（更新管理）する。

2 活動計画の作成

各部課等は、BCMの推進に関する取組みを検討し、必要により当該年度の活動計画を作成する。

第3節 訓練等の実施

1 災害発生時に迅速かつ的確に非常時優先業務を継続するためには、次の2点が重要である。

（1）本計画の内容を全職員に周知・浸透させること。

（2）災害発生時に実際に行動できるよう対応能力の向上を図ること。

2 各部課等は、地域防災計画等の計画等に基づき、避難所開設・運営などの機能別訓練等職員に対する訓練・研修を計画的に実施し、職員の意識向上及び対応力向上を図っていく。

参考までに、業務継続に関する訓練の例を表に示す。

表 業務継続に関する訓練の例

訓練形式		業務継続に資する観点
実動訓練	職員の安否確認訓練 及び参集訓練	・ 安否確認や参集に係る課題を把握するため、開催する曜日、時間帯を様々な条件で実施する。 ・ 抜き打ちで実施する。 ・ 緊急連絡(安否確認)で災害伝言ダイヤル 171 や web171 を利用する(毎月1日、15日や防災週間等に体験が可能)。 ・ 近隣の職員の徒歩登庁及び代替場所への参集訓練 ・ 徒歩帰宅訓練
	避難訓練	・ 大規模地震を想定し、施設外等への職員の避難や来客等の避難誘導を実施する。
	消火訓練	・ 火災の発生を想定し、初期消火活動や 119 番通報を実施する。(特に、消火器の操作、放水等は慣熟が必要)
	災害対策本部 の設置、運営等訓練	・ 本来の要員が一定割合しか参集できない状況を想定し、限られた要員のみで本部設置・運営を行う。 ・ 第一順位に指定された指揮命令権者が参集できない状況を想定し、代行者が指揮を執る。 ・ 代替庁舎において対策本部を設置する。
	代替庁舎への 移転訓練	・ 非常時に予想される手段で代替庁舎へ移転する。 ・ 代替庁舎の稼働開始に関わる手順を確認する。
	非常用発電機の稼働訓練、通信・情報システムのバックアップ切替訓練	・ 代行者が対応する。 ・ 単純な稼働訓練に止まらず、外部関係者(設備メーカー、システムベンダ等)と実際に連絡が必要となる状況を取り入れる。
	庁舎の安全確認訓練	・ 専門知識を有する職員が不在の状況を想定する。
図上訓練	広報の訓練(広報内容、表現、発表の仕方等)	・ 代行者が広報対応を行う。 ・ 代替拠点での広報対応を想定する。
	非常時優先業務等の実施訓練	・ 参集評価に基づく参集状況を想定した要員で対応する。 ・ 代行者が対応する。 ・ 防災関係機関の被災や連絡の途絶を想定する。 ・ 本来の要員が一定割合しか参集できない状況を想定し、限られた要員のみで対応する。 ・ 拠点や設備等に関して、代替手段を利用する。 ・ 目標時間に対応できるか等を検証
	防災関係機関との連絡訓練	・ 通常利用しない手段(災害時優先電話や衛星携帯電話等)を利用して連絡する。 ・ 防災関係機関の代替拠点に連絡する。 ・ 共通した被害想定、タイムラインを基に行う。

【出典】大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(平成28年2月、内閣府(防災担当))

第4節 点検・検証

- 1 各部課等は、非常時優先業務の選定、訓練・研修、その他BCMの推進に関する取組みの結果について、年1回、点検・検証を行い、各部課等の業務継続体制に係る課題を整理し、改善策を立案する。
- 2 各部課等は、点検・検証結果を各部課等内で情報共有するとともに、危機管理防災課に報告する。

第5節 計画の改善

1 本計画の見直し

危機管理防災課は、BCMの推進に係る各部課等の取組状況等を踏まえ、本計画の見直し・改善を行う。また、地域防災計画等の本計画に関連する計画等の修正等が行われた場合、速やかに本計画の該当事項の見直し・改善を行う。

2 関連する他の計画の見直し

本計画を見直した場合は、関連する他の計画等（地域防災計画、菊陽町受援計画等）について、速やかに見直し・改善を行う。

3 非常時優先業務に係るマニュアル等の整備

- 1 非常時優先業務の対応手順について、各部課等は必要に応じてマニュアルを作成する。
- 2 災害発生時にも業務継続体制を確保できるよう、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和7年4月）」及び「熊本県市町村受援マニュアルモデル」等を活用し、受援計画を作成する。

資料編

非常時優先業務一覧

資料1「災害応急対策業務」

資料2「優先すべき通常業務」

【追記】本計画は、訓練及び災害対応後の検証結果を踏まえ、毎年度見直しを行う。